

子育て情報 WEB ページへの広告掲載基準

1 広告掲載申込の募集期間

当該年度分・・・随時

翌年度以降分・・・広告掲載希望年度の前年の12月以降

2 位置及び掲載数等

(1) 広告の位置は、原則として子育て情報 WEB ページトップページの画面右下部とする。

(2) 掲載数は最大5とする。

(3) 同一掲載者が掲載できる広告は1枠限りとする。

3 掲載広告原稿の提出

バナーの配列による不快色調緩和のため、広告掲載申込みの際、広告原稿案は色調の異なる2種類をフロッピーディスク、CD-Rまたは電子メールにより提出するものとする。

4 掲載広告の内容等

(1) 色調は文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(3) 以下に掲げるような、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるバナー広告は掲載しない。

①「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン、及びボタンの様に見えるもの

②アラートマーク（警告記号）等 OS がユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの

③ラジオボタン又はラジオボタンの様に見えるもの

④テキストボックス（入力できるように見えるもの）

⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

⑥ユーザーが子育て情報 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や、「施設ガイド」「育児相談」など市政を連想させて宇部市の事業であると錯誤するおそれのある文言等が使われているもの

⑦その他市長が不相当と判断するもの

5 代替テキストを挿入

広告には、会社名等を用いた「〇〇の広告です」の代替テキストを挿入する場合がある。

6 広告の掲載及び削除

バナー広告の掲載は1ヶ月単位とするが、月末月初日が市の週休日または休日（土曜、日曜または祝日）にかかる場合があるため、月毎の広告の切り替えは別に定める日程で行うこととする。広告掲載開始時間は掲載開始日の午前0時から正午の間、広告掲載終了時間は掲載終了日の翌日の午前0時から正午の間とし、広告の掲載・削除は、原則として市こども・若者応援課執務時間内に行う。

7 広告料の返還

(1) 広告料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかにあてはまる場合はこの限りではない。

- 一 広告主の責によらない理由により広告掲載を取り消した場合
- 二 広告主の責によらない理由により一時的に広告掲載ができなかった場合で、広告掲載ができなかった期間が3時間を超える場合

(2) 前項の規定により返還する広告料及び返還の時期は、次のとおりとする。なお、還付する広告料には利子を付さない。

- 一 前項第一号の場合、返還する広告料は掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とし、返還の時期は取り消した翌月末までとする。
- 二 前項第二号の場合、返還する広告料は、当該月の広告料に広告掲載に障害が生じた日数を乗じ、当該月の広告掲載開始日から広告掲載終了日までの間の日数で除して得た金額（一円未満は切り捨て）とし、返還の時期は掲載できなかった翌月末までとする。